

留学奨学金継続願について

〈留学奨学金継続願の提出の可否について〉

継続貸与の可否及び「留学奨学金継続願」の可否については以下のとおりです。「●」の場合は「留学奨学金継続願」を提出してください。

留学経費		留学期間	国内貸与奨学金		海外貸与奨学金	
			1種	2種	2種(短期留学)	2種(海外)
官民協働海外留学支援制度		3ヶ月未満	○	○	—	—
		3ヶ月以上	○	○	○	—
海外留学支援制度	協定派遣	3ヶ月未満	○	○	—	—
		3ヶ月以上	○	○	○	—
	大学院学位取得型		○※	○※	○※	○
上記以外の国費・準国費		3ヶ月未満	○	○	—	—
		3ヶ月以上	●	●	○	○
私費		3ヶ月未満	○	○		
		3ヶ月以上	●	●	○	○

「○」：継続貸与可能，「留学奨学金継続願」提出不要

「●」：継続貸与可能，「留学奨学金継続願」提出必要

「—」：制度なし

「※」：ダブルディグリーに限る

〈休学して留学する場合〉

学籍上の身分が「休学」で留学する場合は、留学先が「大学」又は「大学院」の場合でなければ継続貸与は認められません。

留学奨学金継続願を提出する場合は、受入先の「入学許可書の写し」、その日本語訳及び「アカデミックカレンダー」を添付してください。

〈留学が1年を超える場合〉

1年を超える留学期間の奨学金継続については「奨学金継続に係る申告書」を提出する必要があります。

(例) 2016年9月1日～2018年3月31日まで留学

ア 1度目の「留学奨学金継続願」提出 ⇒ 2016年9月～2017年8月まで承認

イ 「奨学金継続に係る申告書」提出

ウ 2度目の「留学奨学金継続願」提出 ⇒ 2017年9月～2018年3月まで承認

イ及びウは同時に提出してください。2度目の承認始期が2017年9月なので、2017年7月中に提出してください。(承認始期の2ヶ月前の月の末日まで)

〈併用貸与の奨学生について〉

併用貸与の奨学生については、原則として承認開始希望月を同一にし、同時に「留学奨学金継続願」を提出してください。第1種奨学金のみ、第2種奨学金のみの「留学奨学金継続願」の提出は原則としてできません。